

芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務プロポーザル  
参加表明書等作成要領

1. 基本事項

参加表明書及び技術提案書等（以下「参加表明書等」という）は、設計業務における取組方法について提案を求め、設計業務を委託する設計者を特定するための資料である。また、提案された内容のすべてが設計等の条件になるものではなく、さらに、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（設計図、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。

そのため、設計は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ、芸西村と協議のうえ開始するものとする。

2. 第一次審査提出書類の作成及び記載上の留意事項

- a. 様式 3、様式 4、様式 5、様式 6、様式 7 及び様式 9 における業務実績は、平成 28 年 4 月以降に日本国内で竣工又は実施設計業務を完了した建物の設計業務とする。
- b. 様式 3、様式 4、様式 5、様式 6、様式 7 及び様式 9 における同種業務とは、延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の教育施設（国土交通省告示第 8 号）の新築における基本設計又は実施設計業務とする。また、類似業務とは、延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の国又は地方公共団体の建築施設の新築における基本設計又は実施設計業務とする。
- c. 様式 3 に記載する主要業務実績は、同種業務と類似業務の各実績は 5 件以内とする。業務実績が 5 件に満たない場合は、実績のある業務を記入して残りの空欄には斜線を入れること。
- d. 様式 3、様式 5 及び様式 7 に記載する「構造」は、構造種別のほか、耐震構造、免震構造、制震構造の区別も記載すること。
- e. 様式 4 に記載する「主な業務実績」の詳細は、今回の教育施設に活かせると考えられる業務実績を 1 件 1 枚とする。
- f. 様式 5 及び様式 7 の「立場」は、関わった分担業務分野及び立場（監理技術者、担当主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。
- g. 様式 5 及び様式 7 に記載する「主な業務実績」の件数は、様式 5 の管理技術者の業務実績は 5 件以内とし、様式 7 の各担当主任技術者の業務実績は 3 件以内とする。
- h. 同種・類似業務の実績の記載に当たっては同種業務の実績を優先するものとする。
- i. 様式 3、様式 5 及び様式 7 の「受賞歴」については、「有・無」の該当するものを○で囲み、その受賞実績のわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付すること。評価対象となる賞は、日本建築学会賞、日本建築士会連合会建築作品賞、グッドデザイン賞、BCS 賞等、優れた建築物や設計者に与えられる賞と

する。

j. 様式5の手持設計業務は、公告日現在における手持ちの設計業務を記載する。

k. 様式6に記載する「業務実績詳細」は、様式4に記載した実績以外の実績を記載する。

l. 業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する内容及び理由等を様式10に従い記入する。なお、担当主任技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入すること。

### 3. 第二次審査提出書類の作成及び記載上の留意事項

a. 様式12は、芸西村教育施設集約化基本計画の内容を踏まえたより良い設計を行うための業務の基本コンセプト、実施方針、取組体制、業務工程などを、日本工業規格A3横用紙各1枚に簡潔に記述すること。(様式13の提案内容は除くこと)

b. 様式13は、次項に示す三つの課題について、日本工業規格A3横用紙各1枚に記載する。

#### c. 技術提案書の課題

ア 課題1 「敷地条件や工事上の制約を踏まえた空間計画や動線計画について」

- ・土地利用や施設配置計画、動線計画等に関する考え方
- ・工事期間中の学習環境の維持、利用上の安全確保、工期短縮化の考え方

イ 課題2 「日常の安全性確保とともに、施設集約化の効果や新しい時代の学び舎の実現について」

- ・交通面や防犯面での安全性の確保、災害時の安全確保のための考え方
- ・集約化効果を活かした新たな保育環境や学びの環境づくりへの考え方

ウ 課題3 「地域個性や空間性能を確保しつつ、建設費や維持管理費の低減方法について」

- ・新施設における個性や空間性能の確保に向けた考え方
- ・木材(原則として県内産)の積極的な活用方法の考え方
- ・建設費および維持管理費(ライフサイクルコスト)の低減への考え方

d. 様式12及び様式13の記載にあたっては、次の事項に留意すること。なお、下記の提案表現の制限に抵触する図面等があった場合は、減点の対象とする場合がある。

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ 使用するフォントのサイズは、原則として10.5ポイント以上とする。

ウ 説明文を補完するための必要最小限のイラスト、イメージ図等の使用は認めるが、設計内容を具体的に表現するものは認めない。

エ 具体的な設計図、模型写真、透視図等を使用してはならない。なお、プロポー

ザルにおける表現の許容範囲については、イメージスケッチ略図で表現すること。

オ 表、イメージスケッチ略図等をカラーで表現することは構わない。

- e. 様式12及び様式13は、企業名等業者（個人を特定できるものを含む）を特定することができる内容の記述（業者名やロゴの表示等）は記載しないこと。
- f. 様式14については、消費税及び地方消費税を含んだ見積金額を記載すること。見積金額の数字の頭には¥を冠すること。見積金額の内訳を任意様式（日本工業規格A4とする）にて添付すること。
- g. 様式16については、技術提案書等の作成にあたり、技術協力を受けた場合は提出すること

#### 4. 関係書類の提出

##### (1) 提出書類

芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務プロポーザル実施要領8（1）、9（1）によること。

##### (2) 書式

- a. 参加表明書等は、別紙の様式集による。用紙の大きさは、様式12、様式13は日本工業規格A3とし、これ以外は日本工業規格A4とする。
- b. 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は日本語、日本円、単位はS I単位系に限る。
- c. 提出部数は、芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務プロポーザル実施要領による。
- d. その他  
提出した書類は返却しない。また、要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

#### 5. その他

- a. 参加表明書等の提出後においては、原則として参加表明書等に記載された内容の変更は認めない。
- b. 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。
- c. プレゼンテーションにおいてあらかじめ提出した技術提案書以外の資料、模型を使用した場合、提出された技術提案書は無効とする場合がある。
- d. 本業務を受注した企業（再委託先の企業を含む。以下同じ。）と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

e. 参加表明書等の取り扱い

- 参加表明書等は、本業務受注者の特定以外で提出者に無断で公表及び使用しないものとする。
- 提出された参加表明書等は必要に応じて複製作成することがある。(芸西村教育委員会事務局関係者及び審査実施者での使用に限る。)
- 参加表明書等の作成のために発注者から受領した各種資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。